

環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見公募について

1. 意見公募の趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布されたことを受けて、同法に基づく当省の主務省令である環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律施行規則（平成15年環境省令第7号）について、所要の改正を予定していることから、下記のとおり広く国民の皆様の御意見を公募します。

2. 意見公募の対象

環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律施行規則の一部改正（添付資料のとおり）

3. 資料入手方法

資料は、以下により入手可能です。

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント」欄
- (2) 環境省大臣官房総務課環境情報室において配布
- (3) 郵送による送付

84円切手を貼付した返信用封筒（郵便番号、住所、氏名を必ず明記）を同封の上、環境省大臣官房総務課環境情報室宛てに送付してください。

4. 意見募集期間

令和元年10月17日（木）から令和元年11月15日（金）まで（必着）

5. 意見の提出方法

「意見提出用紙」の様式により、以下に掲げるいずれかの方法（①郵送、②FAX、③電子メール）で提出してください。電話での御意見は受けかねません。

お名前と連絡先のないものは無効となりますので御注意ください。

- ①郵送の場合：「意見提出用紙」の様式に従ってA4サイズ用の紙で提出してください。
- ②FAXの場合：「意見提出用紙」の様式に従ってA4サイズ用の紙で提出してください。

③電子メールの場合：「意見提出用紙」の項目に従い、テキスト形式で送付してください。添付ファイルによる御意見の提出は遠慮願います。

「意見提出用紙」 （※必ずこの順番で記載してください。）

○件名：環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

○宛先：環境省大臣官房総務課環境情報室パブリックコメント担当あて

○氏名：（※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

○住所：

○電話番号：

○御意見：（※御意見が複数ある場合は、御意見ごとに、（１）～（４）を記載してください。）

（１）該当箇所：（※どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）

（２）意見の内容：

（３）意見の理由：

6. 意見提出先：環境省大臣官房総務課環境情報室

①郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

②FAXの場合 (03) 3593-3070

③電子メールの場合 e-shinsei@env.go.jp

7. その他

皆様からいただいた御意見は、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただいた御意見は、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合は、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

令和元年10月17日（木）

環境省大臣官房総務課環境情報室

（代表：03-3581-3351）

（直通：03-5521-8212）

室長：藤井 好太郎（内6180）

担当：渡部 恭典（内6181）

担当：松村 丈彦（内7183）